

平成 31 年 1 月 15 日

組 合 員 各 位

とうかつ中央農業協同組合
代表理事理事長 小倉 忠勝

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成 30 年 12 月 25 日理事会において議決しましたので、定款第 64 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、千葉県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAI を導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成 31 年4月1日

以 上